

「戦前回帰」疑念招き 政権、保守層に配慮

毎日新聞 2017年4月4日

安倍政権が戦前の教育規範とされた「教育勅語」を学校教材として使用することを否定しない見解を文書で示し、道徳教育を重視する姿勢と併せて「戦前回帰の動きでは」との疑念を招いている。見解は従来の政府答弁の延長線上にあり、安倍政権が実際に教育勅語の教材化を進めているわけではないが、安倍晋三首相を応援してきた保守層に対する配慮もにじむ。【野口武則】

＜教育勅語 「教材として否定せず」 政府が答弁書＞

「教材に教育勅語」

「憲法や教育基本法などに反しないような形で教材として用いることまでは否定されることはない」

教育勅語についてこのような見解を盛り込んだ答弁書が閣議決定されたのは3月31日。民進党衆院議員の質問主意書に答えた。

答弁書は「わが国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切」ともしており、菅義偉官房長官は3日の記者会見で「戦後の諸改革の中で唯一の教育の根本として取り扱うことは禁止され、その後の教育基本法の制定で政治的、法的な効力は失っている」と説明した。

実際、教育勅語は1948年に国会で排除・失効確認の決議が採択されている。それでもなお「戦前回帰」の疑念がくすぶるのは、従来の自民政権が教育勅語の道徳的な面を強調し、「政治的、法的には失効したが道徳的には有効」との論理で全否定を避けてきたからだ。菅氏も「親を大切にする、兄弟仲良くする、友達を信じ合うことまで否定すべきでない」として、道徳の教材としては否定しない考えを示した。

さかのぼれば国会決議に先立つ47年、第1次吉田内閣の高橋誠一郎文部相（当時）が「日本国憲法、教育基本法の施行と同時に、これと抵触する部分は効力を失うが、その他の部分は両立する」と述べたうえで、「政治的、法的な効力を失い、孔孟（孔子、孟子）の教えとかモーゼの戒律と同様なものとなって存在する」との考えを示した。これが今日の政府答弁の原形になっている。

近年では小泉内閣の小坂憲次文部科学相（当時）が2006年、「道徳律の一つとしてあるという見解も示されている」と答弁。安倍政権では道徳に重点を置く答弁が強まり、下村博文文科相（当時）が14年、「中身には今日でも通用する普遍的なものがある。この点に着目して学校で教材として使うことは差し支えない」と踏み込んだ。「日本が道義国家を目指すべきだ」という精神は取り戻すべきだ」とした稲田朋美防衛相の答弁もこれをなぞる。

そもそも、第1次安倍内閣は「戦後レジーム（体制）からの脱却」を掲げ、憲法や教育基本法など戦後占領下の改革に否定的だった。それが教育勅語復活の意図を疑わせ、大阪市の学校法人「森友学園」の幼稚園が園児に教育勅語を暗唱させていたことがその疑念に拍車をかけた。稲田氏は06年の月刊誌で、幼稚園での教育勅語の素読を文部科学省が「適当でない」としたことに「どこがいけないのか」とかみついている。

安倍首相自身も官房長官だった06年6月の答弁で「戦後の諸改革の中で神格化して扱うことが禁止された」と述べる一方で「大変すばらしい理念が書いてある」と評価もしている。

政府が具体的に道徳教材とする方向で検討しているフシはない。松野博一文科相は3日の衆院決算行政監視委員会で、歴史や公民の教科書に参考資料として掲載される例を挙げ「わが国の歴史の理解を深める観点から用いることには問題がないというのが答弁書の趣

旨だ」と火消しに努めた。

軍国主義助長の指摘も

教育勅語は1890年10月、君主である明治天皇が、その「臣民」だった国民に守るべき徳目を説いた言葉として発布された。

315文字で「朕（ちん）（天皇が自分自身を呼ぶ言葉）惟（おも）フニ」で始まる。根幹となっているのは「万一危急の大事が起こったならば、大義に基づいて勇気をふるい一身を捧（ささ）げて皇室国家のためにつくせ」（文部省「全文通釈」）という一節。「国の非常時には天皇のために命を懸けよ」という意味だ。

国民教育の精神的支柱として戦前の学校で朗読が強制され、天皇の写真とともにまつられた。現在の道徳にあたる「修身」の教科書も教育勅語に基づいて作られ、軍国主義を助長したとの指摘がある。

敗戦後、民主教育に転換する教育基本法が制定され、天皇を「象徴」とする国民民主権の新憲法が公布された。これを受け、教育勅語は1948年6月、「主権在君や神話の国体観に基づき、基本的人権を損なう」として衆院で排除、参院で失効確認の決議が採択された。しかし、「親孝行や家族愛など良い面もある」などと再評価する保守系の政治家は後を絶たない。田中角栄、森喜朗両元首相らが典型だ。

教育勅語に詳しい近現代史研究者の辻田真佐憲（まさのり）氏は「親孝行や家族愛も『天皇国家のために努力する』ための徳目の一つとして挙げられており、そこだけを抜き出して解釈するのは間違いだ。そうした価値観を説きたいのならそのまま言えばいい」と指摘する。教育勅語が学校教材として使用されることについて「歴史として否定的に取り扱うことはあってもいいが、つまみ食いをして道徳的価値観を押しつけるのは論外だ」と批判している。【伊澤拓也】

安倍政権の危険あらわ

「教育勅語」答弁書 小池書記局長が批判

ししんぶん赤旗 2017年4月4日(火)

日本共産党の小池晃書記局長は3日の記者会見で、政府が戦前の軍国主義教育の支柱だった「教育勅語」を教材として用いることが「否定されることではない」とした答弁書を閣議決定したことについて、「異常な閣議決定だ」と厳しく批判しました。

小池氏は、答弁書が「憲法や教育基本法に反しないような形で」教材に用いるのは否定されないとしていることに関し、「そもそも教育勅語は憲法と当時の教育基本法に反するから、1948年に衆参両院で排除・失効確認の決議が上がった」と指摘。「勅語の中にはいい部分もある」との見方に対して、当時の決議の趣旨説明で松本淳造衆院文教委員長が「勅語という枠の中にある以上、勅語そのものが持つ根本原理をわれわれとしては現在認めることができない」と述べていたことを指摘し、『「ひとたびことが起これば、天皇のために命をささげるべし』ということが勅語の核心であり、『親孝行』など12の『徳目』は全部そこに向かって』と強調しました。

小池氏は、今回の閣議決定は、秘密保護法や安保法制＝戦争法、「共謀罪」と同一線上のものだとし、『「戦争する国」に向かって暴走する安倍政権の危険な姿勢があらわれている。これを許さない世論をさらに広げていきたい』と語りました。

「慰安婦」冷静な話し合いを

日本共産党の小池晃書記局長は3日の記者会見で、日本政府が韓国・釜山の日本総領事館の前に「慰安婦」問題を象徴する少女像が設置された対抗措置として、一時帰国させて

いた長嶺安政駐韓大使の帰任を発表したことについて問われ、「大使の帰任は当然だ」と強調しました。

小池氏は、2015年12月末の「慰安婦」問題に関する日韓合意をめぐって、問題があったとしても大使召還というような一方的な措置をとることは問題解決にとって適切なやり方ではないと指摘。「問題があるのであれば、冷静な話し合いによって解決をはかるべきだというのが私たちの立場だ」と主張しました。

公的年金の受給額を確認しよう！ 「ねんきんネット」 活用法を紹介

@nifty ニューストップ 2017年04月04日 ORICON NEWS

老後資産の基礎となる「公的年金」。この公的年金なしに、老後資産を形成することはできない。しかし、自分がいつから、どのくらいの年金を受け取れるかを把握していない人も多いのではないだろうか。そんな人のために、将来自分が受け取る年金額の調べ方を紹介していく。「受け取りは先のことだから」といってほったらかしにせず、先のことだからこそ、早いうちからしっかり管理を始めよう。

■年金額は「ねんきんネット」で試算できる

自分が受け取れる年金額を調べるには、日本年金機構が開設している「ねんきんネット」での試算が便利だ。ねんきんネットでは、受け取るまでの条件を自由に設定して試算ができる。例えば、現在の職業で定年まで働いた場合はもちろん、転職した場合、年金を繰り上げもしくは繰り下げ受給した場合など、様々なシチュエーションを想定した試算が可能だ。試算結果は最大5件まで保存することができ、受け取る年金を増やしたいときなどに比較・検討しやすい。

インターネットが苦手な人でも、ウェブ上の利用マニュアルを見れば、操作方法がわかりやすく図解で説明されている。また、専用ダイヤルも用意されているので、もしマニュアルでの操作が難しいようなら電話で教えてもらうことも可能だ。

■ねんきんネットに登録するには

ねんきんネットを利用するためには登録が必要だ。まずウェブ上で、基礎年金番号を含む必要情報を入力する。ウェブ上で登録した後、郵送で「ユーザ ID のお知らせ」が届く。ログインには ID が必要なので、お知らせが届いて初めてねんきんネットが使用できるようになる。なお、ID のお知らせが届くまでに5日ほどかかる。

■はがきで届く「ねんきん定期便」でも確認可能

国民年金や厚生年金に加入している人には、毎年1回、誕生月に日本年金機構から「ねんきん定期便」が“はがきで”送られてくる。また、ねんきん定期便は50歳以上(図表 A)と50歳未満(図表 B)とで様式が異なる。

(1) 50歳以上の場合

50歳以上の人のねんきん定期便には年金受給の見込み額が記載されている。図表 A の「老

「年齢基礎年／老齢厚生年金」に記載の額が、65歳からの受給見込み額だ。これは、現在加入している年金制度に、60歳まで同じ条件で加入したと仮定して算出されている。

厚生年金の加入者で、「特別支給の老齢厚生年金」に金額の記載がある人は、65歳以前も年金が受け取れる。この特別支給の老齢厚生年金とは、老齢厚生年金の支給開始が60歳から65歳に改定されたことを受け、新制度移行の経過措置として、特別に65歳前に支給される老齢厚生年金のことだ。男性なら昭和36年、女性なら昭和41年の4月1日以前生まれの人が対象となっている。

(2) 50歳未満の場合

年金額は、図表B「加入実績に応じた年金額（年額）」に記載されるのだが、これは加入実績に応じた額であり、今後加入するであろう期間については加味されていない。例えば35歳時点のねんきん定期便なら、60歳までの残りの加入期間25年分が記載の額に加算されていく。一見、金額が少なく見えるかもしれないが、今後も変わらず保険料を納付していけば、もらえる額は暫定額から増えていくということを覚えておこう。

また、節目歳である35歳、45歳、59歳のときは、はがきではなく“封書で”ねんきん定期便が届く。はがきだと加入歴は直近1年分しか記載がないが、封書では全期間の年金加入歴が記載される。届いたら、加入歴に漏れや誤りがないかしっかりと確認しよう。万が一、年金加入記録に間違いがあった場合は、同封されている「年金加入記録回答票」で修正依頼ができる。

■ねんきんネットでの管理がベスト

年金の状況を把握するにはねんきんネットの利用がオススメだ。やはり、自分の好きな時に24時間いつでも利用できる点で、ねんきん定期便にはない使い勝手の良さがある。ねんきんネットでは試算以外にも、年金加入記録の照会や電子版ねんきん定期便の閲覧など、便利なサービスが提供されているので、この機会に登録してみてもいい。きっと、自身の年金管理に役立ってくれることだろう。

新年度 年金や保険など社会保障が変更

NHK4月1日 6時29分

新年度の1日から、社会保障の分野でさまざまな変更が行われます。

年金

年金支給額は、去年1年間の物価水準が下落したのに合わせて、0.1%引き下げられます。1か月当たりの支給額は、国民年金が満額で67円減って6万4941円、厚生年金が夫婦2人の標準的な世帯で227円減って22万1277円となります。一方、1か月当たりの国民年金の保険料は、段階的な引き上げなどにより、230円上がって月額1万6490円となります。また厚生年金は、従業員が500人以下の企業で働くパートなどの短時間労働者にも、労使の合意があれば適用されるようになります。

医療

75歳以上の人加入する「後期高齢者医療制度」では、年収が153万円から211万円の人について、所得に比例した保険料の負担を5割軽減している特例が2割に縮小され

るほか、74歳まで夫などに扶養されていた専業主婦らの保険料を、最大で9割軽減する特例が7割に縮小されます。

雇用保険

失業手当などの財源になっている雇用保険の積立金が、過去最高を更新していることから、従業員と企業が半分ずつ負担している保険料率が時限的に引き下げられ、賃金の0.8%から0.6%になります。

保育料

幼児教育の段階的無償化に伴って、市町村民税が非課税の世帯では、2人目以降の保育料が無償化されるほか、年収およそ360万円未満相当の一人親世帯などの保育料の軽減措置が拡充されます。

保育・介護の処遇改善

保育や介護の現場で働く職員の処遇改善を図り、保育士などの給与が2%、月額でおよそ6000円増えるほか、経験を積んだ人にはさらに4万円が上乘せされます。介護施設や障害福祉施設の職員の給与が、月額平均で1万円引き上げられます。

値上げ

家計に厳しい春 日用品、原油高や円安響く

毎日新聞 2017年4月2日

4月1日から食料や日用品など身の回りで値上げが相次いでいる。一時期に比べ原油高や円安が進んだことが響くため、国民年金の保険料も引き上げが続く。今春闘では賃上げ水準が前年を下回る企業が多く、家計には「厳しい春」となりそうだ。

日清オイリオグループは食用油の価格を見直し、家庭用を1キロ当たり20円以上値上げ。横浜ゴムも乗用車用タイヤの出荷価格を平均6%上げる。

紙の値段も上がる。王子製紙や日本製紙は、円安で原材料のパルプや古紙の輸入価格が上がったため、コピー用紙や印刷用紙を値上げする。

社会保障では、国民年金の保険料が段階的な引き上げにより230円増の月1万6490円となる。公的年金の支給額は物価の下落に合わせて0.1%減る。4月から反映され6月支給分から金額が変わる。

一方、雇用保険料（労使折半）は、賃金の0.8%から0.6%に下がる。低所得者向けに、返還不要な国の給付型奨学金制度が始まる。

金融関係では、生命保険各社が4月から終身保険や学資保険の保険料を値上げする。半面、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の保険料は4月以降の契約から全車種平均6.9%下がる。

税制面では、高さ60メートル超のタワーマンションで、上の階ほど固定資産税が高くなる新ルールが適用される。4月以降に売買契約を交わす新築物件で、今年1月2日以降に完成の建物が対象だ。自動車取得税と自動車税、軽自動車税のエコカー減税は、適用基準を厳しくする。

サービス関連では、日本航空とANAグループが国際線航空券にかかる燃油特別付加運賃（燃油サーチャージ）を引き上げる。北米、欧州路線では、片道3500円から700

0円になる。

テーマパーク「レゴランド・ジャパン」が名古屋市で開業。都市ガスの小売り全面自由化が始まり、中部、関西、九州の3電力が家庭向けガス事業に参入する。野村証券や富士通など一部企業で在宅勤務制度が始まる。

75歳以上保険料、負担増も＝4月の社会保障見直し

時事通信 - 2017年3月30日

4月からの社会保障見直し		〔月額〕		
対象		現行	17年4月	18年4月
75歳以上の医療保険料	比較的所得の低い人 年金収入 年211万円の場合	4090円	5400円	6290円
	元被扶養家族 年金収入 年170万円の場合	380円	1130円	1890円
年金支給額	国民年金 満額1人分	6万 5008円	6万 4941円	(※)
	厚生年金 夫婦2人の標準世帯	22万 1504円	22万 1277円	(※)
国民年金保険料		1万 6260円	1万 6490円	1万 6340円

(※)は17年の物価水準を踏まえ決定

4月からの社会保障制度見直しでは、高齢者に負担増を求める変更点もある。注意が必要だ。75歳以上が加入する後期高齢者医療制度では、保険料軽減の段階的な縮小が始まる。比較的所得の低い約160万人を対象に、特例で負担を軽くする措置を縮小。所得に応じて負担する「所得比例分」の軽減は5割から2割になる。

後期高齢者の保険料は定額分と所得比例分があり、2008年度の制度開始以来、収入に応じて一定割合を軽減している。しかし、高齢化で膨らむ医療費の伸びを抑え、世代間の公平性を確保するため、17年度から低・中所得層の所得比例分の特例を見直すことになった。

年金収入額が年153万円から211万円の人が対象で、収入額が年211万円だった場合は毎月の保険料が4090円から5400円にアップ。18年度は軽減が廃止される予定だ。年収が153万円未満で最大9割軽減されている人は、据え置かれるが、将来的な負担増が検討されている。

74歳まで夫や子どもに扶養されていた人の保険料の定額分は、これまで9割軽減されていたが、4月から軽減幅は7割に縮小。保険料は月380円から3倍の1130円に増える。

いずれも4月分から適用されるが、増加分は原則年金支給額から天引きするため、実際に徴収額が変わるのは10月となる見通しだ。(2017/03/30-16:43)

GPIF、四半期開示「前倒し」を明記＝17年度事業計画

朝日新聞 2017年4月3日

4月3日、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は四半期ごとに開示している運用報告を前倒しする方針だ。写真は都内で昨年4月撮影(2017年 ロイター/Thomas Peter)

[東京 3日 ロイター] - 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は四半期ごとに開示している運用報告を前倒しする方針だ。年金資産144兆円の管理体制強化に伴う措置で、厚生労働省に提出した2017年度計画に盛り込んだ。同法人が3日発表した。

対象期間の運用状況について17年度は8月4日、11月2日、2月2日にそれぞれ公表する。民間から広報担当者を起用するなどしたため、これまで2、3カ月かかっていた準備作業を最大で1カ月程度短縮する。16年度分の開示は7月7日とした。

公表時期の見直しと併せて、環境や社会問題、ガバナンスなどを反映させた「ESG投資」を進める方針もあらたに明記し、年金運用のさらなる向上を目指したい考え。

1日から新年度ですが、社会保障などで私たちの負担が増えます。

テレ朝 2017.3.31

まずは年金・医療です。年金の支給額は、物価の下落に合わせて0.1%引き下げられます。国民年金の場合、月額で67円減って6万4941円になります。また、75歳以上の医療保険料は年金のみで年収211万円の場合、月額で1310円上がって5400円となります。次に子育て分野ですが、児童扶養手当が0.1%引き下げられ、負担が増えます。エコカー減税では燃費基準が厳しくなり、対象になる車が全体の90%から80%に絞り込まれます。また、都市ガスの小売りが全面的に自由化され、購入先を自由に選べるようになります。

後半国会 政権 VS.野党 対決点鮮明

森友疑惑 首相の責任 「共謀罪」 口実総崩れ 介護・

働き方も焦点

しんぶん赤旗 2017年4月3日(月)

2017年度予算が成立し、会期が6月18日までの第193通常国会は「後半国会」に突入しています。学校法人「森友学園」への国有地格安売却問題の真相解明をはじめ、共謀罪法案、介護保険法改悪、偽りの「働き方改革」と安倍政権と野党との対決点が鮮明になっている課題が目白押しです。重要法案の審議も本格化します。

森友学園の籠池泰典前理事長の証人喚問で、国有地売却問題への安倍晋三首相夫人・昭恵氏の関与を示す物証などが示され、“自分や妻の関与があったなら辞任する”と語ってきた首相の責任や関与の解明が改めて焦点になっています。

籠池氏は3月23日の証人喚問で首相夫人付政府職員から籠池氏に送付されたファクスの存在を明らかにし、政府も同日それを公表。籠池氏の要望を受け、同職員が国有地の定期借地、賃料、土地土壌汚染工事費の支払いなどを財務省の国有財産審理室長に照会し、昭恵氏にも報告していたというものでした。

“ファクスの中身はゼロ回答だ” “政府職員個人が回答したもの”と釈明する政府に対して、日本共産党の大門実紀史議員は、籠池氏が要望をまとめて首相夫人付職員に送った手紙のコピーを示し、その後の結果は「満額回答だ」と追及（3月28日、参院決算委員会）。8億円も値引きされた国有地売却につながる動きを示したものとして大きな反響を呼んで

います。

「共同」の世論調査（3月25、26日実施）では、国有地払い下げの経緯などについて、政府が「十分に説明していると思わない」が82・5%と圧倒的多数。真相解明のために、日本共産党など野党4党は、昭恵氏を含む関係者8人の証人喚問と、国政調査権にもとづいて財務省資料などの提出を求めることで一致しています。

◇

政府は、現行刑法の大原則を覆し、思想・良心の自由を脅かす「共謀罪」法案を3月21日に国会へ提出。今国会での成立をねらっています。

前半国会では、政府の説明の矛盾を追及した野党に金田勝年法相が「成案が出てから説明する」などと答弁。“質問封じ”文書の配布などで野党から辞任を求められました。法案審議では大臣としての姿勢と資質がいよいよ問われます。

法案の必要性は総崩れになっています。日本共産党の仁比聡平議員は3月27日の参院予算委で、「共謀罪」創設の口実として国際組織犯罪防止条約を「テロ対策」だと宣伝する首相に対し、同条約の起草過程で日本が条約の処罰対象にテロを含むことに反対していた公電を突き付け、法案の撤回を求めました。

審議入りの日程をめぐっては3月31日、与党内の調整で4月6日を求めた自民党に対し、公明党が民法や刑法の改正案審議が先だと主張しましたが、自民党は譲歩の姿勢をみせていません。

一方、野党4党は同31日、同法案の廃案を目指すことで一致しました。日弁連会長は同日、廃案に向け「全力で取り組む」との声明を発表。6日には日比谷野外音楽堂で「共謀罪NO！実行委員会」と「総がかり行動実行委員会」が共催する大規模な集会が開かれます。

長時間労働抜け道ふさぐ

介護保険法改悪

社会保障費の「自然増」を1400億円抑制するなど、政府予算の削減路線を具体化するのが、介護保険法等改悪案です。

15年の介護保険法大改悪に続き、利用者負担増と制度の利用抑制策が盛り込まれました。負担割合を2割に引き上げたばかりの一部利用者のうち、年金収入340万円以上の人の負担を3割に引き上げることを狙います。保険者（自治体など）の「自立支援事業」などの実績評価を制度化。財政優遇のインセンティブの付与で保険者間を競わせるものです。

社会福祉法や障害者総合支援法を改定し、障害・福祉施設が介護サービスも提供できるよう基準緩和します。「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現の名目で、福祉の公的責任を減退させるものです。

「働き方改革」

政府の偽りの「働き方改革」も焦点です。政府は3月28日、時間外労働の上限を「2～6月の平均で月80時間以内」、繁忙期は「月100時間未満」とする実行計画を決定しました。過労死ラインの月80時間残業を認める内容です。年間でも休日労働を含めれば960時間まで容認します。

過労死を生み出す異常な長時間労働の根絶には、さまざまな抜け道をふさぐことと、厚生労働大臣告示の月45時間を法律に明記することこそ必要です。